

第5期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート

第5期計画該当ページ	26	
基本目標	1	自立した生活を支える支援体制の整備
	1	障害福祉サービス等の充実

	施策	内容(第5期計画記載)	主要事業(第5期計画P37～)	主要事業の概要(第5期計画P37～)	担当課	評価	評価の理由(具体的な取組状況)	今後の方向	今後の課題・方針(次期計画要修正事項)
①	障害福祉サービス事業の充実	障がい者・児が、住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加と自立を促進するため、利用できるサービス内容や施設・事業者に関する情報など、サービスの選択に必要な情報を提供します。また、障がい児が児童福祉法に規定される地域で利用することのできる障害児通所支援についても、サービスの選択に必要な情報を提供します。事業所等の関係機関と連携し、必要なサービスが必要となときに利用できるよう、福祉サービス等の質と量の確保に努めます。	障害福祉サービスの実施	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中活動支援（生活介護等）、施設入所支援等を実施する。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している R3年度実利用者数 968人/日 R7年度実利用者数 1,100人/日	継続	修正なし。今後も継続して実施する。 支給決定者は年々増加しているものの、市内の計画相談支援事業所の受け入れ状況が間に合っておらず、市外の計画相談支援事業所を利用するケースが増えているのが課題。
			補装具費の支給	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器などの購入または修理に対する費用を、身体障害者更生相談所の判定を経て、支給する。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している R3年度公費負担額 22,845千円 R7年度公費負担額 26,135千円	継続	修正なし。今後も継続して実施する。 利用者一人当たりの単価が上がってきているので、予算の確保が課題。 ※特にに児童関係（学校と自宅で別の補装具が必要）
			障害児通所支援の実施	児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を実施する。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している R3年度実利用者数 292人/日 R7年度実利用者数 411人/日	継続	継続して実施する。ただし、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの質確保や事業所の乱立を防ぐ観点から、総量規制が実施されるため、国の動向を注視しながら対応する必要がある。 支給決定者は年々増加しているものの、市内の計画相談支援事業所の受け入れ状況が間に合っておらず、市外の計画相談支援事業所を利用するケースが増えてい
②	地域生活支援事業の充実	障がい者・児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を実施することにより、障がい者・児の福祉の推進に努めます。	地域生活支援事業の実施（必須事業）	障害者総合支援法に基づき、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業や障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障がい者等の移動を支援する事業及び障がい者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業等の地域生活支援事業を実施する。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。 制度上、国の補助金が1/2以内と定められており、実態として満額の補助が見込めない状況が続いているため、自治体間で連携し、補助金の満額支給を要望する必要がある。
			地域生活支援事業の実施（任意事業）	障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、三木市では訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業等を実施する。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。 制度上、国の補助金が1/2以内と定められており、実態として満額の補助が見込めない状況が続いているため、自治体間で連携し、補助金の満額支給を要望する必要がある。
			福祉タクシー等の利用助成	障がいのある人など、移動困難者の移動手段である福祉タクシー等の利用に対して、助成を行う。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
			障害児入浴サービス事業の実施	家庭において入浴することが困難な障がい児に対して、施設での入浴サービスを提供する。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
			緊急通報システムの普及	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの要援護高齢者や、ひとり暮らしの重度身体障がい者の生活の安全を確保するために、緊急通信装置を貸与し、緊急事態における不安を解消する。	障がい福祉課・高齢福祉	A	対象者に緊急通報装置を貸与し、近隣協力員の協力により、急病や緊急時の不安を解消し、生活の安全を確保できた。	継続	高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民の見守りや支えあいにつながるサービスを推進し、制度の周知を図る。
			食の自立支援事業の実施	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯または身体障がいにより、調理が困難な方に定期的な配食サービスを行い、併せて安否確認も行う。	障がい福祉課・高齢福祉	A	高齢者世帯に対し、配食サービスによって栄養改善と見守り活動を行い、地域での自立生活を支援できた。	継続	高齢者、障害者が住み慣れた地域で自立した暮らしを続けていけるよう制度の周知を図り、サービスをさらに推進する。
			訪問理容サービス事業の実施	寝たきりや外出が困難な重度の身体障がい者や要援護高齢者が訪問理容サービスを利用するのにに対して、助成を行う。	障がい福祉課・高齢福祉	A	対象者が訪問理容サービスを利用するのにに対して、助成を行なった。	継続	高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようサービスを推進し、制度の周知を図る。

③	各種の生活支援事業の充実	障がい者・児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じて様々な支援事業を実施することにより、障がい者・児の福祉の推進に努めます。	市民福祉年金の支給	重度の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、市民福祉年金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与する。障害福祉サービスの現状や近隣の自治体の状況を勘案し、見通しを検討する。	障がい福祉課	A	令和5年度まで、重度の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、市民福祉年金を支給し、生活の向上と福祉の増進に寄与したため。 なお、障害者総合支援法の施行により、障がい者の利用できる制度やサービスが増加し、市民福祉年金の創設目的が達成されたため、令和6年度から制度を廃止した。	完了・廃止	次期計画から削除する。
			障害基礎年金の周知	国民年金の被保険者期間中（20歳から60歳まで）に初診日がある病気やけがで障がい者になった方が一定の要件を満たした場合に支給される。20歳前や60歳から65歳までの間に初診日がある場合でも対象になる場合がある。受給権者に18歳到達年度末までにある（障がい等級1級2級の障がいの状態にある場合は20歳未満の）子を扶養している場合は子の加算が行われる。	保険年金課	A	関係各課と連携して制度周知及び年金の裁定請求を行っている。	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
			三木市無年金外国籍等障害者特別給付金の支給	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で、年金制度の資格要件により、障害基礎年金等を受けることができない障がい者で、一定の要件を満たしている方に特別給付金を支給する。	保険年金課	A	対象者の申請に備え、予算措置や制度周知を行っている。	継続	他市からの転入等に備え今後も継続する。
			特別児童扶養手当の進達	20歳未満の心身に中度以上の障がいのある児童を監護または療育している方に支給される特別児童扶養手当の請求等の進達業務。	こども福祉課	A	滞りなく適切な対応ができた。	継続	これは不要では？ 障害者手帳と同じく、県は判定・支給決定なので。
			特別障害者手当の支給	著しく重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。 活用条件が障害者手帳だけでないので、予算の見込みが立てにくい。 とくに高齢者の対象者になると活用条件を満たしているか障がい福祉課だけでは確認が困難になるため、過誤支給になることがある。
			障害児福祉手当の支給	重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
			心身障害者扶養共済制度の推進	心身障がい者を扶養している人の相互扶助の精神に基づき、心身障がい者を扶養している人が死亡し、または身体に障がいがある状態になった後において、心身障がい者に終身一定額の年金を支給することにより心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る。	障がい福祉課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
新									
新									

第5期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート

第5期計画該当ページ		29
基本目標	1	自立した生活を支える支援体制の整備
	(4)	社会参加の促進に向けた支援の充実

[illegible]

第5期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート

第5期計画該当ページ		30
基本目標	2	自分らしく生きるための支援の充実
	(2)	教育支援体制の充実

[illegible]

第5期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート

第5期計画該当ページ		31
基本目標	2	自分らしく生きるための支援の充実
	(3)	就労機会の拡充

[illegible]

第5期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート

第5期計画該当ページ		32
基本目標	2	自分らしく生きるための支援の充実
	(4)	スポーツ・文化芸術活動等の推進

[illegible]

第5期計画該当ページ	33	
基本目標	1	いきいきと共に暮らせる地域社会の形成
	(1)	福祉のまちづくりの推進

新								
新								

第5期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート

第5期計画該当ページ	34	
基本目標	1	いきいきと共に暮らせる地域社会の形成
	(2)	安全・安心な地域環境づくり

	施策	内容(第5期計画記載)	主要事業(第5期計画P37～)	主要事業の概要	担当課	評価	評価の理由(具体的な取組状況)	今後の方向	今後の課題・方針(次期計画要修正事項)
①	災害時要配慮者 ※支援体制の整備	「三木市地域防災計画」に基づき、災害時要配慮者の支援対策を整備するとともに、住民に対する意識啓発を行い、自治会単位で機能する横断的な防災組織や協力体制の整備、日頃からそれぞれの地域の民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、ボランティア等の活動を通じ、障がいのある人を含めた地域住民による危機管理・ネットワークが構築できるよう支援します。	避難行動要支援者援護者支援	民生委員・児童委員の協力により、災害時に自力避難できない方を「避難行動要支援者名簿」に登録し、自主防災組織が中心となって避難支援体制を構築する。	危機管理課・福祉課	B	日頃からの情報提供に同意をいただいている避難行動要支援者については、民生委員・児童委員の協力のもと、「くらしあんしんシート」を作成し、自主防災組織内での支援体制について共有・確認が図られている。	継続	避難行動要支援者の不同意名簿の取扱いについて、今後の方針を検討していく必要がある。
			命のカプセル	医療情報や緊急情報を記載した用紙をカプセルに入れ、冷蔵庫に保管しておき、災害時や緊急時にその情報を利用し、適切かつ迅速に医療行為などが受けられるように「命のカプセル」の利用について普及啓発を行う。	危機管理課	B	避難行動要支援者には、民生委員・児童委員を通じて、命のカプセルを直接手渡しすることができている。また、避難行動要支援者以外の人も、利用申込により利用可能としている。 令和8年7月時点 2,616人登録	継続	カプセルの中身を最新の情報に入れ替えていただくなど、市民への更なる周知や啓発活動が必要である。
			避難施設の改善	災害において、自宅等が被害を受けまたは、被害を受けるおそれのある者を一時的に学校や公民館等の既存建築物に収容し、避難生活を行う施設として一般の指定避難所52か所、福祉避難所22か所を指定している。避難所の耐震化とバリアフリー化を推進する。	危機管理課・福祉課	A	指定避難所となっている小中学校、市立の公民館等には、毎年、指定要員である市職員、施設管理者とともに現地確認を行ったり、福祉避難所についても連絡先担当者の確認や備蓄物品状況を更新するなど連携が図られている。また、学校等の公共施設の統廃合等による避難先の変更などにも対応している。耐震化及びバリアフリー化については、所管部署にて適切に対応できている。	継続	修正なし。引き続き、指定避難所として適正な維持管理に努める。
			災害情報の配信	携帯電話やパソコンへのメール配信、ホームページやSNS、固定電話機、FAX、全国瞬時警報システムによるコミュニティFMへの割込み放送など、多様な情報網を活用して災害時要配慮者をはじめ、市民への情報伝達のより一層の充実に努める。災害情報については多様な手段で配信するほか、新たな手法の導入を検討する。	危機管理課	A	自主防災組織の説明会や研修会などを通じ、三木安全安心ネット（ひょうご防災ネット）への加入登録を推進するとともに、区長や民生委員・児童委員を対象に三木防災メールへの登録を依頼している。また新たにSMS（ショートメッセージサービス）も活用できるようにするなど多様な情報発信環境を整えている。 三木安全安心ネット登録状況 令和8年6月時点 12,617人（アプリ版） 7,482人（メール配	継続	従来からの三木安全安心ネット（メール配信版、アプリケーション版）や三木防災メールへの登録に加え、SMS（ショートメッセージサービス）への利用登録追加など、引き続き、複数の情報発信手段を確保するとともにその情報発信手段と方法について市民への周知徹底を図る。
			聴覚障がい者からの緊急通報体制の充実	高機能消防指令システムにより、聴覚障がい者からの119番緊急通報ファクシミリ及びNET119緊急通報システムの受信体制をとる。手話通訳者の現場派遣は、通報者の申し出があった時や状況に応じて三木市意思疎通支援者を派遣する。迅速な初動体制を図り、聴覚障がい者の安全安心確保に努める。	消防本部	A	令和7年度、聴覚障がい者からの119番緊急通報ファクシミリでの通報は0件、NET119緊急通報システムでの通報は2件であった。	継続	今後も引き続き通報システムの円滑な運用と機器の保守管理に努め、聴覚障がい者の安全安心確保に努める。
②	情報提供・通信体制の充実	障がいのある人は、様々な情報から隔絶されやすいため、情報提供・通信体制を充実していく必要があります。災害・緊急時の情報伝達に備えて、専門的技術を有する手話通訳者や要約筆記者の確保及びボランティア等の派遣・協力体制を確立していきます。また、聴覚や発話の障がいによる119番通報が困難な方のために、緊急通報システムの普及に努めます。	福祉のしおりの発行	障がいのある方やその家族の方が利用できる福祉サービス等の概要等を掲載した冊子を発行する。	障がい福祉課	A	所定の事業を実施している。	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
			緊急通報システムの充実	ひとり暮らしの高齢者・重度身体障がい者や高齢者のみの世帯などに、急病や事故等緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するために、緊急通報装置の貸与を行う。また定期的に電話訪問を行い、緊急事態を未然に防止する。	障がい福祉課・高齢福祉課	A	対象者に緊急通報装置を貸与し、近隣協力員の協力により、急病や緊急時の不安を解消し、生活の安全を確保できた。	継続	高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民の見守りや支えあいにつながるサービスを推進し、制度の周知を図る。
			FM放送(FMみっきい)の活用	視覚に障がいのある方も視聴するFM放送（エフエムみっきい）を活用し、災害・防災情報をはじめ、住民にとって必要な情報を発信する。	危機管理課・秘書広報課	A	所定の事業を計画通り実施している	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
			防災情報マップの作成	浸水区域や土砂災害などの危険箇所を表示した「防災情報マップ」を各戸に配布し、危険箇所を認識してもらう。また、防災情報マップを利用した訓練や学習会を実施し、内容の啓発を実施する。	危機管理課	B	令和3年度に更新した「三木市防災情報マップ(11地域別)」については、全戸配布を行い、必要に応じて増刷を行うなど、市民への周知・啓発を行っている。また、令和8年度中の防災情報マップのリニューアルに向けて、作業を進めることができている。今後は、リニューアル後の防災情報マップの市民への周知・啓発方法について更なる検討が必要である。	継続	防災情報マップのデジタル化など市民にとって“より便利に”“よりわかりやすく”となる防災情報マップ作成に配慮するとともに、地域への出前講座や防災研修において有効に活用していく。 令和8年度更新の防災情報マップから全戸配布は廃止するが、電子ブック対応、公民館等での窓口配布、その他希望者への郵送など引き続き、市民への周知・啓発活動を継続して実施する。

新 新	③ 防災のまちづくり	障がいのある人を含めたすべての人々を災害から守るため、関係機関との連携を図るとともに、情報提供やコミュニケーション手段の充実を図っていきます。また、障がいのある人が参加できる防災訓練を実施していきます。	自主防災組織の育成強化	市内199地区に結成している「自主防災組織」の機能を存分に発揮できるよう組織の育成と防災資機材を充実させる。防災資機材の補充、拡充に対して補助制度の活用を推進し、資機材の点検を兼ねた自主防災組織の防災訓練や育成研修会などを開催していく。	危機管理課・消防本部	A	毎年、4月に自主防災組織の活動説明会、1月に自主防災組織育成研修会を開催し、自主防災組織活動を通しての共助の重要性を説明するとともに、自主防災組織が購入される防災資機材や備蓄物品に対して支援を行うことで組織の育成強化に努めている。 令和7年度実績 37組織 2,442千円助成 また、自主防災組織が主体となって行われる訓練や研修会へも講師派遣などを通して支援の実施ができている。	継続	修正なし。今後も継続して実施する。
			防災訓練の実施	市の総合防災訓練を実施するとともに、自治会や地域での防災訓練を推進する。総合防災訓練では、市民が参加できる訓練項目を多用する。また、地域の防災訓練では、初期消火訓練や心肺蘇生の講習等の訓練実施に関し、支援を行う。	危機管理課・消防本部	A	毎年9月末頃に、地震と風水害の想定を交互にした「市総合防災訓練」を実施している。訓練では、防災関係機関との連携訓練のほか、住民1次避難、初期消火、土嚢積み、飲料水給水、簡易トイレ設置などの市民参加型の訓練を多く取り入れて実施しており、ろうあ協会からも訓練参加に協力いただいている。 令和7年度実績 訓練参加 約690人 うち市民参加 374人（危機管理課） 令和7年度、主要公民館からの依頼に伴う地域の防災訓練については5地域、各自治会単位の自主防災訓練については、12自治会が訓練を実施した。参加総数約1,700人の市民が初期消火訓練や心肺蘇生の講習等の訓練を実施することで、市民への防災意識の啓発に努めることができた。	継続	今後も時勢に応じ、訓練方法及び訓練項目の内容の見直しを図りながら、市総合防災訓練を継続して実施する。 （危機管理課） 今後も引き続き主要公民館での防災訓練や自治会単位の自主防災訓練に職員を派遣し、初期消火訓練や心肺蘇生の講習等の訓練を通して、障がいのある人も含め、市民への防災意識の啓発に努める。 （消防本部）
			防災フェスティバルの実施	防災フェスティバルを開催し、防火、防災に対する正しい知識の習得と防災技術の向上を図る。より多くの参加を得るため、開催の周知に努め、障がいのある人も安心して参加できるような会場づくりや合理的配慮の提供を行う。	消防本部	A	令和7年度は市の総合防災訓練と同時開催し、障がいのある人にも合理的配慮に努めながら、地震、降雨、初期消火等各種体験コーナーを体験することによって、防火・防災知識、技術の向上を図った。	継続	令和8年度は障がいのある人も含め、熱中症対策及び会場内の移動負担の軽減等を図るため、防災フェスティバル会場を三木山総合体育館に変更し開催する予定。

第5期三木市障害者基本計画進捗状況照会シート

第5期計画該当ページ	36
基本目標	1 いきいきと暮らせる地域社会の形成
	(4) 共生社会づくりに向けた連携・協働

[illegible]